

別表（第４条関係）

工種（内容）		単価 （円）	補助対象経費 （円）	補助金の額 （円）
路面の刈払	伐開	31	左記単価に実施面積（㎡）を乗じたもの	補助対象経費の合計の２分の１の金額とする。 ただし、意欲と能力のある林業経営体が森林経営管理実施権を取得して実施する事業に必要なとなる作業道の維持補修については補助対象経費の合計の10分の10の金額とする。
機械運搬	バックホウ	48,000	一式	
A 砂利舗装 （敷砂利施工）	人力敷均し	440	左記単価に実施面積（㎡）を乗じたもの	
	機械敷均し	556		
	不陸整正＋敷均し	722		
B 不陸整正	不陸整正	112		
木製路面排水工	A200（200cm）1組	22,470	左記単価に使用組数を乗じたものの	
	A300（300cm）1組	29,805		
	A400（400cm）1組	37,340		
ヒューム管敷設	300mm径	10,304	左記単価に実施延長（m）を乗じたもの	
	350mm径	11,704		
	400mm径	15,698		
	450mm径	17,388		
	500mm径	19,571		
	600mm径	25,051		
	700mm径以上	33,314		

※ A と B は同時加算しない。

備考

- 1 国、山口県、その他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けているときは、補助対象経費からこれを除くものとする。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。